

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十五号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式第七号を次のように改める。

附則別記様式第7号（附則第4条関係）

住所 氏名	第 号 平成 年 月 日 様 広島県 県税事務所長印
地方税法附則第12条第1項の規定による代替 農地等の取得の場合の承認（不承認）通知書	
地方税法附則第12条第1項の規定においてその例によることとされる租税 特別措置法第70条の4第15項の規定に基づき平成 年 月 日付けて 申請のあつたことは、承認 します。 できません。	
承認できない場 合はその理由	

（注）この承認の通知があつても、譲渡等があつた日から1年を経過する日においてこの承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合には、その充てられていないものに対応する部分の不動産取得税の税額については、同日から2か月を経過する日が徴収猶予に係る期限となります。

備考 1 不承認通知書として使用する場合は、（注）を次のように改める。

（注） この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十二号の八を次のように改める。

様式第42号の8（第23条の4関係）

（表）

※ 処 理		特別徴収義務者番号	台帳入力年月日	担当者
平成 年 月 日				
広島県 県税事務所長 様				
(受印)	特別徴収義務者 所在地 名称 代表者の氏名			(印)
	届 出 書			
次のとおり、営業所等を設けたので(届出事項に変更が生じたので・営業所等を廃止したので)、広島県税条例第46条の8第1項(第2項)の規定により届けます。				
届 出 事 由		1 新設 2 変更 3 廃止 4 利子等の種別の変更		
新設(変更・廃止)年月日		平成 年 月 日		
変 更 事 由				
営 業 所 等	所 在 地	〒 電話番号 ()		
	店 舗 名			
利 子 割 の 納 入 方 法	店舗ごとに納入する場 合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		
	本店等で一括納入する 場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		
一 括 納 入 す る 本 店 等	所 在 地	〒 電話番号 ()		
	店 舗 名			
備 考				

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 記入方法は、裏面を御覧ください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

〔記入要領〕

1 この届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び納入種別の変更があつた場合に管轄県税事務所に提出してください。

2 記入方法

記 入 欄	記 入 方 法	新設	変更	廃止	利子等種別の変更
届 出 事 由	該当に○印	○	○	○	○
新設(変更・廃止)年 月 日	種別の変更の場合は、納入開始年月日を記入	○	○	○	○
変 更 事 由	店舗の所在地、名称等が変更の場合に記入	—	○	—	—
特別徴収義務者	店舗の所在地、名称を記入変更の場合は、変更後を記入	○	○	—	—
利子割の納入方法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	—	—	○

(注) ○ ……記入する — ……記入不要

3 利子割の納入方法

納入方法には、

- (1) その店舗で徴収した税額を当該店舗で納入する方式
 - (2) 本店等において一括して納入する方式
 - (3) (1)及び(2)の併用方式
- があります。

利子等の種類は、(1)又は(2)のいずれかの方法で納入する利子等の種類を次の1から19までの中から選択し、該当の番号に○印を付けてください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

(注) 本店等において一括納入する場合は、広島県内の営業所等の所在地等を添付してください。

付表

広島県内の営業所等の所在地等

店 舗 名 〔店舗コード〕	郵便番号	所 在 地	電話番号	取り扱う利子等の種類 (取扱商品番号に○)
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			()	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

(注) 利子等の種類は、その店舗で納入する利子等の種類を次の1から19までの中から選択し、該当の番号に○印をつけてください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八十五号の三十五を次のように改める。

(表面)

狩猟税申告書

平成 年 月 日

広島県 県税事務所長様

受付印

次のとおり、狩猟税について申告します。

納税義務者	ふりがな		
	氏名		印
	生年月日	年 月 日	
	住所	(〒)	電話番号 ()

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入すること。

なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。

<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな			平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			狩猟免許の番号
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許

(2) 狩猟をしようとする場所（番号に○印を付す。）

1 県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第65条第1項第7号、第8号又は第9号の場合であるか否かの別（該当の□にレ印を付する。）

第7号（許可捕獲等をした者）に該当 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者）に該当
 第8号（許可捕獲等に從事した者）に該当 いずれにも該当しない

(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町の名称を記載すること。）

対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員でない
対象鳥獣捕獲員として所属する市町名 ()

(5) 広島県税条例附則第20条各項の規定による課税免除の該当者であるか否かの別（該当の□にレ印を付する。）

広島県税条例附則第20条第1項（対象鳥獣捕獲員に係る課税免除）
 広島県税条例附則第20条第2項（認定鳥獣捕獲等事業者に係る課税免除）
 いずれにも該当しない

申告額	税率区分（番号に○印を付す。）	納付（決定）額
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当	円
	広島県税条例第165条第2項第1・2号該当	
広島県税条例附則第20条の2第1・2項該当		

※ 税率区分を「広島県税条例第165条第1項第2号又は第4号に該当」として申告する場合（番号に○印を付す。要添付書類）

1 納税義務者が当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要しない。
2 当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要する者の地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当しない。（農業、水産業又は林業に從事している場合を除く。）

(注) 納付書により金融機関で狩猟税相当額を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和41年広島県規則第30号）別記様式第6号と複写式に印刷する。

(裏面)

領 収 印

納 税 済 印

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四十三号中

		重加算金	
	社		

を

		重加算金	
	風田・英社の埋田		
			社

に

改める。

別記様式第七十号の二を次のように改める。

様式第70号の2（第11条関係）

自動車取得税更正・決定決議書

決裁者	

住 所 (所在地)	起 案		公印の押印承認	
	・	・		
氏 名 (名称)	決 裁 年 月 日		更 正 ・ 決 定 通 知 年 月 日	
	・	・	・	・
登録番号又は 車両番号	取 得 年 月 日	法 定 納 期 限	申 告 年 月 日 (決定年月日)	修 正 申 告 年 月 日 (更正年月日)
	・	・	・	・
区 分	既 に 確 定 し た 額	更 正 ・ 決 定 額	増 減 額	
課 税 標 準 額	円	円	円	
税 額	円	円	円	
加 算 金	加算金の算出基礎額	円	円	円
	過少申告加算金額	円	円	円
	不申告加算金額	円	円	円
	重 加 算 金 額	円	円	円
更 正 ・ 決 定 納 期 限	加 算 金 の 計 算 欄		納 付 場 所	
平成 年 月 日	$\times \frac{\quad}{100} =$			
更 正 ・ 決 定 の 理 由				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則別記様式第10号の5と複写式に印刷する。

別記様式第七十二号中

「	第 165 条	1 項 1 号該当		第 165 条	第 1 項 第 1 号該当	
	第 165 条	1 項 2 号該当		第 165 条	第 1 項 第 2 号該当	
	第 165 条	1 項 3 号該当		第 165 条	第 1 項 第 3 号該当	
	第 165 条	1 項 4 号該当		第 165 条	第 1 項 第 4 号該当	
	第 165 条	1 項 5 号該当		第 165 条	第 1 項 第 5 号該当	
	第 165 条	2 項 1 号該当	を	第 165 条	第 2 項 第 1 号該当	に改める。
	第 165 条	2 項 2 号該当		第 165 条	第 2 項 第 2 号該当	
	附則第 20 条	1 号該当		附則第 20 条	第 1 項 該当	
	附則第 20 条	2 号該当		附則第 20 条	第 2 項 該当	
	第 20 条	1 号該当		第 20 条	第 2 項 該当	
	第 20 条	2 号該当		第 20 条	第 2 項 該当	
」				」		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別記様式第四十二号の八の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正前の広島県規則別記様式第八十五号の三十五により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、第一条の規定による改正後の広島県規則別記様式第八十五号の三十五により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。